

久喜市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

令和 8 年 8 月 2 1 日

久喜市長 貴志 信智

久喜市条例第 2 3 号

久喜市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

久喜市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

久喜市認可地縁団体印鑑条例(平成22年久喜市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第4条第1項中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。